

平成 27 年 3 月 9 日

各 位

住 所 神戸市東灘区向洋町西 5 丁目 9 番
会 社 名 株式会社トーホー
代 表 者 代表取締役社長 上野 裕一
(コード番号 8142)
(東証第 1 部、福証)
(問合せ先) 取締役 財務部長 佐藤敏明
TEL (078) 845-2431

単元株式数の変更、株式併合及び発行可能株式総数の変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 3 月 9 日開催の取締役会において、平成 27 年 4 月 15 日開催予定の第 62 回定時株主総会（以下、「本総会」という）に、単元株式数の変更、株式併合及び発行可能株式総数の変更に係る議案を付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、上場する内国会社の普通株式の単元株式数を 100 株に統一することを目指しております。当社は、単元株式数の統一が投資家をはじめとする市場利用者の利便性を向上させることからこの趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更するものであります。

(2) 変更の内容

当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 27 年 8 月 1 日

(4) 変更の条件

本総会において、株式併合に係る議案及び単元株式数の変更及び発行可能株式総数の変更に係る定款一部変更に関する議案の承認可決を得ることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 株式併合の目的

上記 1. の通り、当社普通株式の単元株式数を 100 株に変更するとともに、全国証券取引所が望ましいとしている投資単位（1 単元株式数あたりの金額）の水準（5 万円以上 50 万円未満）及び中長期的な株価変動等も勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することで、当社株式に対しより投資しやすい環境を整えることを目的として、株式併合（5 株を 1 株に併合）を実施するものであります。

なお、上記 1. の単元株式数の変更及び本株式併合により、当社株式の投資単位は、従前に比して 2 分の 1 の水準となります。

(2) 株式併合の内容

- ① 併合する株式の種類 当社普通株式
- ② 併合の比率 平成27年8月1日をもって、平成27年7月31日の最終の株主名簿に記載された株主の所有株式5株につき1株の割合で併合する。
- ③ 併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数(平成27年1月31日現在)	55,060,834株
今回の併合により減少する株式数	44,048,777株
株式併合後の発行済株式総数	11,012,057株

※「今回の併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

(3) 株式併合により減少する株主数

平成27年1月31日現在の株主構成の割合

所有株式数	株主数(割合)	所有株式数(割合)
総株主	8,095名(100.0%)	55,060,834株(100.0%)
5株未満	400名(4.9%)	478株(0.0%)
5株以上	7,695名(95.1%)	55,060,356株(100.0%)

※上記株主構成を前提として、株式併合を行った場合、5株未満の株式のみご所有の株主400名(所有株式数の合計478株)は、株主の地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 株式併合の条件

本総会において、株式併合に係る議案及び単元株式数の変更及び発行可能株式総数の変更に係る定款一部変更に関する議案の承認可決を得ることを条件といたします。

3. 発行可能株式総数の変更について

(1) 変更の理由

上記2.に記載のとおり、株式併合の実施による発行済株式総数の減少に伴い、併合割合に応じて発行可能株式総数を減少させるものです。

(2) 変更の内容

発行可能株式総数

変更前：139,754,000株

変更後：27,950,800株

(3) 変更の条件

本総会において、株式併合に係る議案及び単元株式数の変更及び発行可能株式総数の変更に係る定款一部変更に関する議案の承認可決を得ることを条件といたします。

4. 定款の一部変更について

本日付で別途開示いたしました「定款一部変更に関するお知らせ」をご参照ください。

5. 日程

(1) 取締役会決議日	平成 27 年 3 月 9 日
(2) 定時株主総会開催日	平成 27 年 4 月 15 日 (予定)
(3) 株式併合の効力発生日	平成 27 年 8 月 1 日 (予定)
(4) 単元株式数変更の効力発生日	平成 27 年 8 月 1 日 (予定)
(5) 発行可能株式総数変更の効力発生日	平成 27 年 8 月 1 日 (予定)
(6) 株主様宛株式併合割当通知の発送	平成 27 年 8 月 下旬 (予定)
(7) 端数株式の処分代金の支払い開始	平成 27 年 9 月 中旬 (予定)

※上記のとおり、株式併合及び単元株式数変更の効力発生日は平成 27 年 8 月 1 日ですが、株式売買後の振替手続きの関係で、株式会社東京証券取引所における単元株式数が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 27 年 7 月 29 日です。

以上

(ご参考) 単元株式数の変更及び株式併合に関するQ&A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

単元株式数とは、株式の議決権の単位及び証券取引所で株式の売買単位として用いられている株式数のことです。現在、当社の1単元の株式数は1,000株ですが、これを100株に変更するのが今回の単元株式数の変更です。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか。

株式併合とは、複数の株式を合わせて、それより少数の株式とすることです。今回、当社では、5株を1株に併合することを予定しております。

Q 3. 株式併合によって所有株式数が減少すると、その資産価値に影響を与えないのですか。

株式併合を実施しても、その前後で会社の資産や資本が変わるわけではありませんので、株式市況の動向など他の要因を別にすれば、理論上は、株主様が所有する当社株式の資産価値に変動はありません。株式併合後においては、株主様が所有する当社株式数は株式併合前の5分の1となるものの、逆に1株当たり純資産額は株式併合前の5倍となるからです。

また、株式併合後の株価につきましても、理論上は、株式併合前の5倍となります。

Q 4. 投資単位（1単元株式数あたりの金額）はどうなりますか。

株式併合により、理論上の株価は併合前の5倍となりますが、単元株式数は10分の1（1,000株→100株）となりますので、投資単位は従前に比して2分の1の金額となります。

Q 5. 単元株式数変更、株式併合の目的は何ですか。

東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所では、上場する内国会社の普通株式の単元株式数を100株に統一することを目指しています。これは、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上を目指しているものであり、当社といたしましても、東京証券取引所及び福岡証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を100株に変更するものです。

また、全国証券取引所は、投資家にとって望ましい投資単位を5万円以上50万円未満としており、当社株式の単元株式数を100株に変更するだけでは、現状の株価水準を勘案すると、望ましい投資単位とはならない可能性があります。従いまして、併せて5株を1株に株式併合することを予定しております。

今回の変更は、当社株式の投資単位を従前に比して2分の1の水準に引き下げ、また株価や1株当りの利益・配当等の指標について他社との比較を容易にすることで、投資家の皆様が当社株式に対してより投資しやすい環境を整えることを目的としています。

Q 6. 受け取る配当金はどうなるのでしょうか。

株主様が所有する当社株式数は株式併合により5分の1となりますが、株式併合の効力発生後については、併合割合（5株を1株に併合）を勘案して1株当たり配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動その他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主様の受取配当金総額に変動はありません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましても、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 7. 株主の保有株式数や議決権はどうなるのでしょうか。

株主様所有の当社株式数は、今回の単元株式数の変更及び株式併合の効力発生（平成 27 年 8 月 1 日予定）の前後で、次の通りとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権の数	ご所有株式数	議決権の数	端数株式
例①	2,000 株	2 個	400 株	4 個	なし
例②	1,261 株	1 個	252 株	2 個	0.2 株
例③	1,000 株	1 個	200 株	2 個	なし
例④	565 株	なし	113 株	1 個	なし
例⑤	267 株	なし	53 株	なし	0.4 株
例⑥	4 株	なし	なし	なし	0.8 株

併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合（上記の例②、⑤、⑥のような場合）は、端数株式の全てを当社が一括して売却処分し、または自己株式として買取り、端数が生じた株主様に対し、その処分代金または買取代金を、端数に応じてお支払いさせていただきます。また、効力発生前の所有株式が 5 株未満の場合（上記例⑥のような場合）は、株式併合により全ての所有株式が端数株式となるため、株主としての地位を失うこととなります。

端数株式の処分代金または買取代金につきましては、平成 27 年 9 月中旬頃、お支払いさせていただきます。予定にしております。

なお、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増し、または買取制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きにつきましては、お取引の証券会社または後記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 8. 株式併合後でも単元未満株式の買増しや買取りは可能ですか。

株式併合の効力発生前と同様、株式併合後に、市場での売買ができない単元未満株式を所有する株主様（上記 Q 7 の例②、④、⑤のケース）は、単元未満株式の買増し、または買取制度をご利用いただけます。

具体的なお手続きにつきましては、お取引の証券会社または後記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 9. 株主優待制度は、どうなるのでしょうか。

今回の単元株式数変更及び株式併合を契機に、株主優待制度の変更を行います。詳しくは、本日付で別途開示いたしました「株主優待制度の変更に関するお知らせ」をご参照ください。

Q10. 株主自身で、何か必要な手続きはありますか。

特に必要なお手続きはございません。

なお、上記 Q 7 に記載の通り、5 株未満の株式については、株式併合により端数株式となるため、これを当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払いいたします。

当社の株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 [連絡先] 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号 電話照会先 0120-782-031（フリーダイヤル） 受付時間 9:00～17:00（土・日・祝祭日を除く）

以上